

2021年第3回 アジアビジネスローフォーラム研究会

「国際仲裁と国際調停～ビジネス紛争解決のアジア的試み」

ーシンガポール国際調停センターと 京都国際調停センターによる
COVID19 対応の共同プロトコールを含めて、戦略的実務の観点から

霞ヶ関国際法律事務所・国際仲裁Chambers
弁護士（日本及び米国ニューヨーク州登録）・
英国仲裁人協会上級仲裁人（F.C.I.Arb.） 国際調停人
日本仲裁人協会常務理事・英国仲裁人協会日本支部共同代表
高取芳宏

Covid 19 Joint Protocol Case- SIMC/JIMC-Kyoto

- Covid 19 対応のオンライン調停—共同調停人2名をSIMCとJIMCから出すのが原則。
 - コロナ後も有効なオプションとなり持続すべきではないか？
- 共同調停人であることのメリットは—Cross Border Case
 - 異なる法文化 Common Law とCivil Law
 - 言語のブリッジ 英語と日本語 但し、調停人はadvocateやメッセンジャーではない。
 - 複数の調停人であることユーザー側の安心感がある。公平性のappearance

<具体的な進め方—何がTurning Pointとなるか？>

Pre-Mediationの効用—Arbitration等の紛争モードからMediation へのmind-setの変更が重要。

オンラインによる機動的、迅速な対応が可能—Mediatorと当事者のAvailabilities
joint sessionとprivate sessionの効果的な組み合わせがカギ。

Covid 19 Joint Protocol Case- SIMC/JIMC-Kyoto

- Greg-Yoshi Schedule の効用 cf) 仲裁におけるRedfern Schedule (ディスカバリーのツール)
 - ① Commercial Objectsを明示—当事者の同意確認。
今後のビジネス、関係の解消の大きな方向性の確認ができるか。
 - ② Common Interestsのピックアップ—当事者の納得の確認。
費用、時間、効率的なビジネスの明確なすみわけ、マーケットにおける評判や信頼等。加えて、コロナ禍対策への集中も必要。
 - ③ <Agreed Items> Reaching Settlementの視覚化が効果的—共同作業であることの自覚。
<Non Agreed Items> —相違点と理由—common interestの模索と協力のポイントを示す。
—状況によりMediatorのideaを示す方法もありうる。—EvaluativeとFacilitativeの良いとこ取り：大陸法と英米法のハイブリッドを具体化すべき場面。

(参考動画)

(SIMCホームページ)

<https://simc.com.sg/blog/2021/09/22/meet-the-co-mediators-who-overcame-cultural-odds-under-the-jimc-simc-covid-19-protocol/>

(ユーチューブ動画)

<https://m.youtube.com/watch?v=kQPKomjwE6g>

仲裁と調停の混同。ユーザーのみならず、「専門家」でも誤解している可能性。

- 「けんかの仲裁」はむしろ調停。調停は当事者間の紛争につき、公正・独立の第三者（調停人）が入って、調停人の仲介のもとで当事者が交渉して協調的な解決をする手続。
- 国際仲裁は仲裁人が強制力のある判断を下すのに対して、調停は双方の合意で解決策を固めるため、まとめさえすれば両者が納得しやすい。—この基本が意外とユーザーに誤解されている。
- 仲裁は、過去の法的な論点について判断するが、調停は両当事者の共通のinterestを追求し、両者にとってwin winの解決を追求する。例) 標準必須特許SEP等の知財、建築、高度技術契約等、管轄が複数にまたがる場合には特に効果的。
- 調停では、一方が不服であれば合意はできず、また、調停人の和解案等にも拘束力はない。
- 「やり手の調停人が仕切る場合、国際調停の合意率は8割から9割ともいわれる」（高取コメント）

日経新聞2017年9月27日

仲裁と調停は全く違う。だからこそ組み合わせが有効に機能する。

- 調停と仲裁の組み合わせた手続が用いられることも多い。
 - Med-Arb (Mediation and Arbitration) :

当事者は、まずは調停による解決を試み、調停によって和解合意が成立しない場合には、仲裁を開始する。調停が成立した場合には、費用や時間の節約になり、調停が成立しない場合には、拘束的な手続である仲裁に移行する。

但し、明確性や費用節約の点から（ダブルコストにならないか）の留意が必要。調停前置の規定が不明確であれば手続的な紛争が生じる可能性もある。
 - Arb-Med-Arb (Arbitration, Mediation-and-Arbitration) :

当事者は仲裁の申立て直後に紛争を調停機関に移行して調停を試みる。調停により和解合意が成立した場合は、和解合意の内容をConsent Awardとすることもある。和解合意が成立しない場合には、仲裁手続に戻る。但し、シンガポール条約の活用、影響が予測される。

大陸法と英米法の考え方、「背景が違う」というが、具体的にどのように影響、反映されるのか。

- 例えば、調停人と仲裁人の兼任：
当事者間での明示的な合意が基本。実務的には心証を引き継いだほうがよいかも含めてケースバイケースの配慮が必要。一調停の「秘密性」との関係は？
 - 例えば：ICC調停規則10条4項
調停人は、本規則の下での審理のいかなる点についても、裁判、仲裁または同様の審理において証言をしてはならない。ただし、全ての当事者および調停人間での書面による別段の合意がある場合や準拠法で必要とされている場合はその限りではない。
 - 大陸法圏では調停人と仲裁人の兼任は効率化に資すると考える傾向があるのに、英米法圏では調停人が仲裁人を兼ねることは調停において自由な発言が制約するものとされる。

調停手続の進め方はどのように？ 単なる互譲ではないことの意識改革が必要。

- 調停手続においては、まず調停人と当事者間で手続の進め方を合意し、その上で当事者が書面で主張内容を説明した上で、1日から数日にわたる期日を設定して集中的な審理を行う。事前準備も含めてflexible。
- 調停期日は、双方当事者が同席するJoint Sessionと、調停人と片方当事者のみで議論するPrivate Sessionを交えて行われる。この効果的な組み合わせが調停人の腕の見せ所。近時はオンラインを駆使した工夫が拡大。
- Facilitative（交渉援助型）な方法と、Evaluative（評価型）がある。両者を組み合わせた方式も効果的。例）日本企業の意思決定のガバナンスや実務上の要請からFacilitative型でのみでは難しい場合もある。
- コモンローとシビルローのハイブリッドが有効な場合も（争点如何による組み合わせの工夫）。文化的背景への配慮に基づくコミュニケーションが重要。

調停手続の秘密性とは何を意味するか？ 実務での留意点は？

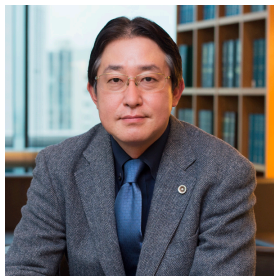
- 秘密性には3側面があり、混同して用いないことが実務的にも重要。
 - ① 対世間に対する秘密性—調停は非公開かつ秘密性をもって行われる。
 - ② 相手当事者に対する秘密性—Private Session
 - ③ Without Prejudice

調停で示された提案等は後の仲裁等の証拠として用いてはならない。

大陸法圏では普遍的ではないか—英米法圏との違いが出やすい。

シンガポール条約との関係でのDue Process上の問題は生じないか？

高取 芳宏



Tel: 03-5157-1218 E-mail: ytakatori@kiaal.com

- ・ **受賞**
- ・ 2019年 Financial Times アジア太平洋地域トップ10 弁護士
- ・ 2012-2020年Chambers Asia Pacific、日本及びインターナショナル、紛争解決部門、知的財産部門
- ・ 2013-2020年Legal 500 Asia Pacific、紛争解決部門及び知的財産部門
- ・ 2012-2020年 Best Lawyers、日本、訴訟部門および仲裁部門
- ・ **学歴**
- ・ 1998年 ハーバード大学ロースクール法学修士 (LL. M.) 取得

高取芳宏弁護士は、主に複数の管轄にまたがる民事、商事、知的財産権、製造物責任、独占禁止法等の国際訴訟・仲裁を扱い、FCPA、UKBA、内部通報等のコンプライアンス事案やサイバーセキュリティ事案、労働法関連紛争などを手掛ける。Chambers Asia Pacific の紛争解決部門の弁護士としてBand1にランクし、Asia Pacific Legal 500 の紛争解決および知的財産部門でリーディングロイヤーとして選出される等、各機関から高い評価を得ている。また、Financial Timesにより、アジア太平洋地域のトップ10弁護士に、日本人で唯一人選出表彰された。過去の代表的な案件としては下記のようなものがある。

- ・ 日本企業約150社が被害にあった、いわゆるクレスペール証券（プリンストン債）事件において、複数の日本企業を代理し、米国ニューヨーク州及び日本における裁判、和解手続で中心的役割を果たした。
- ・ 米国、アジア諸国およびヨーロッパにおける商標、模倣品、特許侵害などの知的財産権関連訴訟を遂行し、知的財産高専裁判所における画期的な判決獲得を含む実績を挙げている。近時では、諸外国商標権侵害について、諸外国法及び法の適用に関する通則法による日本法の適用による損害賠償認定を勝ち取り、注目されている。
- ・ 米国カリフォルニア州における、懲罰的損害賠償を含む約2800億円の認定判決に基づき、日本の裁判所における保全処分を獲得するなど、国境を超える執行及び裁判、国際仲裁において、多くの実績をあげている。

さらに、高取弁護士は日本商事仲裁協会による推薦仲裁人名簿、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）、及び韓国商事仲裁委員会（KCAB）の仲裁人名簿に掲載されている他、英国仲裁人協会における上級仲裁人（FCIArb.）の資格を有し、公益法人日本仲裁人協会の常務理事、英国仲裁人協会日本支部の共同代表、シンガポール国際調停センター（SIMC）専門家調停人等、国際仲裁の分野でも要職を務める。

グローバルファームであるポール・ヘイスティングス、オリックにおいて役員及び訴訟部代表を歴任。

所属会

- ・ 英国仲裁人協会（CIArb.）日本支部共同代表
- ・ 公益法人日本仲裁人協会常務理事
- ・ 国際私法学会
- ・ 日本紛争解決センター（JIDRC）アドバイザリーボード

法曹資格

- ・ 日本及び米国ニューヨーク州
- ・ 英国仲裁人協会上級仲裁人（F. C. I. Arb.）

高取 芳宏（続き）

最近の主な著書・著作

- 「国際仲裁・調停へのオンライン活用のケーススタディと実務上の留意点について」 「仲裁とADR 第 16 号」 実務の潮流 （2021年6月 仲裁ADR法学会 商事法務） 著書
- 「仲裁・調停手続機関におけるオンライン紛争解決手続と戦略的利用の視点」 （2021年4月 ビジネス法務中央経済社） 著書
- 「国際仲裁・調停におけるサイバーセキュリティ」 （2020年3月 仲裁・ADRフォーラム Vol.7 信山社） 共著
- 「日本とEU間の相互の円滑な個人データ移転をどのように活用するか」 （2019年6月JCAジャーナルN.744） 共著
- 「アウトバウンドM&Aにおけるコンプライアンス・デューデリジェンスとその課題」 （2019年4月JCAジャーナルN.742） 共著
- 「国際商事仲裁における仲裁人の選任」 （2019年3月 仲裁・ADRフォーラム Vol.6 信山社） 共著
- 「国際模擬仲裁・調停の意義と活用（上） — 法務省および英国仲裁人協会共同開催の国際模擬仲裁・調停について」 （NBL No. 1129、2018年9月） 共著
- 「Japan's New Bid to Compete in Arbitration – Opening Up」 （2018年5月Asian Business Law Journal） 著書
- 「競合他社との情報交換に関わる問題とEU競争法の域外適用」 （2018年5月JCAジャーナルN.731） 共著

高取 芳宏（続き）

最近の主な著書・著作

- 「ランサムウェア：進化するこのサイバー脅威に企業はどう備えるべきか、どのように「証拠」を残すべきか」（2018年1月JCA ジャーナル No. 727）共著
- 「最新 クロスボーダー紛争実務戦略」（2016年6月 レクシスネクシス・ジャパン）編者 / 共著
- 「国際仲裁教材」（2015年6月 信山社）監修
- 「訴訟・コンプライアンスのためのサイバーセキュリティー戦略」（2015年4月 NTT出版）編者/共著
- 「企業間紛争解決の鉄則20」（2012年9月 中央経済社）著書

高取 芳宏 (続き)

最近の主な講演

- 「How to harmonize perspectives of common and civil law jurisdiction for High-Tech Dispute Resolution」
(UNCITRAL及び法務省共同主催Dispute Resolution in Digital Economy 2021年3月)
- 「Tribunal Deliberations and Drafting an Enforceable Award」 シンガポール国際仲裁センター North East Asia Academy 2020年9月)
- 「国際商事仲裁・調停の機能と国内裁判所」(最高裁判所司法研修所 基盤研究会 2020年9月)
- 「知的財産紛争への国際仲裁・調停の活用—SEP(標準必須特許)・FRANDを含む世界的・包括的解決への戦略(特許庁、英国仲裁人協会日本支部、2020年2月)
- 「国際仲裁・調停及びその組み合わせの実務—SEP等知的財産紛争への活用の考察を含めて」(知財高裁研究会、2019年7月)
- 「映像で迫る国際仲裁・国際調停～英国仲裁人協会上級仲裁人による模擬仲裁・調停の解説～」(日本仲裁人協会中部支部設立1周年記念セミナー、名古屋、2019年4月)
- 「データ攻撃と流出による企業・個人の責任—大小企業を問わずGDPRに学ぶ国内外の対処策」(Security Days Spring 2019 Tokyo、2019年3月)
- 「国際模擬ADRの実際と具体的なノウハウ」(公益社団法人日本仲裁人協会関西支部、法務省、大阪商工会議所及び大阪弁護士会共催、2018年12月)
- 「国境を超えた紛争解決と調停の活用」(京都国際調停センター開設記念講演 2018年11月)

高取 芳宏 (続き)

最近の主な講演

- 「最新Intelligent AVから多要素認証、無線 LANセキュリティまで～コンプライアンスとしての法的サイバーセキュリティ」 (WatchGuard Solutions Days TOKYO、2018年10月)
- 「国際仲裁・国際ADRの最新状況」 (東京三弁護士会 国際セミナー、2018年10月)
- 「Trends of International ADR in Japan and Cross-Asia」 (シンガポール, Law Society of Singapore, 2018年9月)
- 「Cybersecurity for International Arbitration and Mediation」 (ICSID, 2018 Energy Charter Treaty Forum, パリ, 2018年9月)
- 「SIAC Academy Tokyo 2018」 Early Dismissal Session 等モデレーター (2018年9月)
- 「クロスボーダーM&Aにおけるコンプライアンス・デューデリジェンスとその課題」 (オリック・ライブラリー・セミナー・シリーズ、2018年7月)
- 「国際模擬仲裁・調停」 (オリック、法務省、英国仲裁人協会日本支部 共同主催、2018年5月)
- 「国境を超えたセキュリティ戦略における変化適応型運用体制と法的な対策～企業における情報漏えい対策の新たな一手とGDPR対応」 (日経ビジネスオンライン、2018年2月)
- 「国境を超える訴訟・コンプライアンスのためのサイバーセキュリティ戦略—GDPR対策と証拠の残し方」 (Cloud Executive Sessionセミナー、2017年11月)